

湯河原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) ― (6) (略) (個人番号の利用に係る事務) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、同表の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。 2 (略) 3 町長は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受ける場合は、この限りでない。 4 (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) ― (6) (略) <u>(7) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(8) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用に係る事務) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、同表の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。 2 (略) 3 町長は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受ける場合は、この限りでない。 4 (略)	

別表第 1（第 4 条第 1 項関係）

機関	事務
(略)	

別表第 1（第 4 条第 1 項関係）

機関	事務
(略)	
4 町長	<u>神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第 9 号）による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
5 町長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第 2（第 4 条第 2 項関係）

機関	事務	特定個人情報
1 (略)	(略)	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 (略)	(略)	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条第 2 項関係）

機関	事務	特定個人情報
1 (略)	(略)	地方税関係情報又は <u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）</u> であって規則で定めるもの
2 (略)	(略)	地方税関係情報又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの

3 (略)	(略)	地方税関係情報であって規則で定めるもの	
4 町長	神奈川県 在宅重度 障害者等 手当支給 条例によ る在宅重 度障害者 等手当の 支給に関 する事務 であって 規則で定 めるもの	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
5 町長	住登外者 宛名番号 管理機能 による住 登外者の 情報の管 理に関す る事務で あって規 則で定め るもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	
附 則 この条例は、公布の日から施行する。			